

消費者相談室から339

5月は消費者月間

問 市民安全課市民相談係
社会のデジタル化が進むことによって、SNSなどによる情報収集やオンライン消費の普及など、私たちの生活は非常に便利になり、楽しみ方の幅は広がっています。一方で、デジタル化に伴う新たな消費者トラブルも多数発生しており、デジタルサービスの仕組みやそのリスクを理解し、適切に活用するための情報モラルを身につける必要があります。

市民の皆さんが、トラブルを避けながら、デジタルサービスを安全・安心に利用するために、市でもさまざまな観点から消費者の啓発を行います。

☆消費者パネル展

日程 5月8日(月)～26日(金)

会場 市役所1階ロビー

☆消費者相談室(市役所3階)

消費生活相談員がアドバイスします。消費者問題でお困りのときは、ご相談ください。

消費者相談室 ☎22-6000(相談専用)

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前10時～正午、午後1時～4時(毎月第2・4火曜日は午後6時まで受付)

社員に奨学金返還手当を支給していますか?



奨学金返還を中小企業と一緒に支援する「中小企業等奨学金返還支援補助事業」を実施しています。

対象となる中小企業・NPO法人

市内に事業所があり、就業規則等で従業員に対して奨学金返還支援をしていること。詳しくは市ホームページをご覧ください。

申し込み 12月27日まで申請書に必要な書類を添付して直接商工業振興課商業労政係(市役所3階)へ

※申請する際は、事前に連絡をしてください。

子どもの転落事故を防止しよう

問 青梅消防署 ☎22-0119、防災課
平成28年～令和2年に5歳以下の子ども66人が、住宅等の窓やベランダからの転落により医療機関に救急搬送されています。

高所からの転落は、生命に危険を及ぼす可能性が高く、十分注意が必要です。窓やベランダから「落ちる事故」を防ぐために、以下のポイントに注意してください。

- ①ベランダを子どもの遊び場にしない。
- ②エアコン室外機、植木鉢などを置く場所に注意する。
- ③ベランダの出入り口の窓には鍵を二重に設ける。
- ④定期的に手すりにガタつきや腐食がないか確認する。



事業所から排出されるごみ



問 清掃リサイクル課清掃係
事業系ごみは家庭系一般廃棄物指定収集袋では出せません。

☆事業系ごみの出し方

燃やす・燃やさない・容器包装プラスチックごみ…1回で排出できる量は事業系一般廃棄物指定収集袋の大袋3袋(小袋6袋)までです。これより多くなる場合は、市の許可を持つ一般廃棄物収集運搬業者(2次元コード)に処理を依頼してください。

粗大ごみ・産業廃棄物…廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

資源ごみ…資源物処理業者に依頼するなど、リサイクルにご協力ください。

取引・証明用はかりの定期検査にご協力ください

問 都計量検定所検査課 ☎03-5617-6638、市民安全課市民相談係

商店での取引や学校・病院等で証明に使用する「はかり」は、計量法で2年に1度、検査を受けることが義務付けられています。対象の店舗等には「はがき」でお知らせします。はがきが届かなかった方、新たにはかりを使用ようになった方、はかりを使用しなくなった方はお問い合わせください。

検査期間 6月1日～26日(土・日曜日、祝日等を除く)



ハチの駆除について

問 環境対策課環境対策係
ハチはこれから暑くなるにしたがい、活動が盛んになります。巣が大きくなる前に早めの除去をお勧めします。巣を早期に見つけるよう、巣ができそうな場所は日ごろから気にかけてほしいです。ハチの駆除等は土地の所有者等が実施することになります。自身での対応が難しい場合は、(公社)東京都ペストコントロール協会 ☎03-3254-0014へご相談ください。

クールビズを実施しています

問 環境政策課ゼロカーボンシティ推進係
期間中、庁舎の室温は28℃を基本とし、職員はノーネクタイ、ノー上着などで勤務します。また、昼休みの執務室内の消灯など、節電対策を通年で実施しています。

引き続き節電へのご理解、ご協力をお願いします。



国際交流事業に補助金を交付します

問 秘書広報課交流担当



市民または市内の団体が市民の国際意識の高揚、国際交流の普及および推進を目的として実施する活動を援助します。



委員募集

名称	おうめ観光戦略策定懇談会市民公募委員	学校施設のあり方審議会委員	行財政改革推進委員会公募委員
応募資格	次の要件をすべて満たす方 ▷市内に住民登録をしている方 ▷応募時に満18歳以上の方 ▷地方公務員法第16条各号に該当しない方 ▷青梅市議会議員または青梅市職員でない方 ▷青梅市の他の附属機関等の委員でない方 ▷祝日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時に開催する懇談会に出席可能な方		次の要件をすべて満たす方 ▷市内に住民登録をしている方 ▷応募時に満18歳以上の方 ▷地方公務員法第16条各号に該当しない方 ▷青梅市職員でない方 ▷青梅市の他の附属機関等の委員でない方 ▷祝日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時に開催する会議に出席可能な方 ▷青梅市行財政改革推進委員の委嘱を受けたことのない方
募集人数	2人(原則男女各1人)	4人(原則男女各2人)	2人(原則男女各1人)
委嘱期間	委嘱の日～令和6年3月31日	委嘱の日～令和7年3月31日	7月～令和7年6月
会議の開催	年4回程度	不定期(令和5年度は2回程度)	年4回程度
謝礼	1回あたり11,500円	1回あたり11,500円～12,500円	1回あたり11,500円
選考方法	募集要領に基づき選考		資格審査、作文審査
申し込み	期限	5月31日(消印)まで	5月16日～6月5日(消印)
	必要書類	申込書、応募動機(400字程度)	
方法	▷郵送…〒198-8701シティプロモーション課観光係 ▷電子メール…☒div2070@city.ome.lg.jp ▷直接(市役所3階)	▷郵送…〒198-8701教育総務課施設係 ▷電子メール…☒div7010@city.ome.lg.jp ▷直接(市役所3階)	▷郵送…〒198-8701DX推進課 ▷電子メール…☒div0190@city.ome.lg.jp ▷直接(市役所6階)

※申込書等は各課で配布、または市ホームページ(各2次元コード参照)からダウンロード可